

岩手県復興に向けた医療分野専門家会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波によって甚大な被害を被った本県の震災復興に向けた復興ビジョン及び復興計画の策定に当り、医療分野についての提言を行うため、岩手県復興に向けた医療分野専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）復興ビジョン及び復興計画の医療分野についての提言に関すること。
- （2）その他医療復興施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、別表の委員で構成するものとし、委員は保健福祉部長が委嘱する。

2 委員の任期は、復興ビジョン及び復興計画の策定をもって終えるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 会議に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、保健福祉部長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

（代理出席）

第6条 委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、保健福祉部保健福祉企画室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月 日から施行する。

別表 岩手県復興に向けた医療分野専門家会議 委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 所 属 等 |
|-------|--------------------------------------|
| 石川 育成 | 社団法人岩手県医師会 会長 岩手県東日本大震災津波復興委員会 委員 |
| 小川 彰 | 学校法人岩手医科大学 学長 |
| 兼田 昭子 | 社団法人岩手県看護協会 会長 |
| 佐藤 元昭 | 岩手県立宮古病院 院長 |
| 田中 慶司 | 学校法人東京医科大学 理事長 |
| 箱崎 守男 | 社団法人岩手県歯科医師会 会長 |
| 畑澤 博巳 | 社団法人岩手県薬剤師会 会長 |
| 浜田 淳 | 国立大学法人岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 教授 |